

様式 1 申請に対する処分（審査基準・標準処理期間の設定）について  
完成検査

所管所属	消防チーム
------	-------

根拠条文

高压ガス保安法第 20 条

第 5 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の許可を受けた者は、高压ガスの製造のための施設又は、第 1 種貯蔵所の設置の工事を完成したときは、製造のための施設又は第 1 種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第 8 条第 1 号又は第 16 条第 2 項の技術上の基準に適合していると認められた後出なければ、これを使用してはならない。ただし、高压ガスの製造のための施設又は第 1 種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより高压ガス保安協会（以下「協会」という。）又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定完成検査機関」という。）が行う完成検査を受け、これらが第 8 条第 1 号又は第 16 条第 2 項の技術上の基準に手起動していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

3 第 14 条第 1 項又は前条第 1 項の許可を受けた者は、高压ガスの製造のための施設又は第 1 種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事（経済産業省令で定めるものを除く。以下「特定変更工事」という。）を完成したときは、製造のための施設又は第 1 種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第 8 条第 1 号又は第 16 条第 2 項の技術上の基準に適合していると認められた後出なければ、これを使用してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。（以下略）

一般高压ガス保安規則第 3 1 条

2 都道府県知事は、法第 20 条第 1 項の本文又は第 3 項本文の完成検査において、製造施設が、法第 8 条第 1 号の経済産業省令で定める技術の基準に適合していると認めるときは様式第 15 の製造施設完成検査証、交付するものとする。

液化石油ガス保安規則第 3 2 条

コンビナート等保安規則第 1 5 条

冷凍保安規則第 2 1 条

審査基準

1 （法律上の規定による基準）

一般高压ガス保安規則第 3 5 条（完成検査の方法）

液化石油ガス保安規則第 3 6 条（完成検査の方法）

コンビナート等保安規則第 1 9 条（完成検査の方法）

冷凍保安規則第 2 5 条（完成検査の方法）

2 （審査基準）

高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について

（平成 19・06・18 原院第 2 号）

法 20 条関係、法第 8 条関係

標準処理  
期間

標準処理機関	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
14日	機関		機関	消防チーム	
	期間		期間	14日	